

令和3年第8回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 令和3年8月10日(火) 13時30分開会

開催場所 荒尾市役所43号会議室

出席委員 13人

内田 浩明 (会長)
古城 義郎 (副会長)
尾上 光洋
田上 慎一
濱田 陽子
丸木 義寛
畑田 香織
松岡 秀一
上田 清史
福田 榮一
大園 正道
齊藤 健
前田 真也

欠席 濱崎 仁道

農業委員会事務局出席者

局長 永吉 桂輔
次長 田中 雅之
書記 坂西 正光
書記 殿崎 裕樹
書記 平田 龍朗

議事日程

第1 議事録署名委員・会議書記の指名

第2

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借）

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積
計画について

報告第23号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第24号 農地法第3条の3第1項の届けについて

第3 その他

議長（会長） それではただ今より令和3年第8回総会を開催致します。本日は14名中13名出席ですので総会は成立しています。本日は議題3件、報告事項2件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第38号 農地法第3条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請についてです。事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

議案第38号 農地法第3条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請についてです。

1件です。

受付番号1

（貸出人）荒尾市水野の個人

（借受人）荒尾市平山の個人

（土地の所在地）水野の畑、面積1,462㎡ 外1筆 合計2,540㎡

（貸出理由）労力不足

（借受理由）その他

貸出人と借受人は親戚関係であり、借受人の民間企業の退職を機に本格的に農業を行うために、農地の賃貸借を行うものです。借受人は企業に勤めながら15年ほどみかんの栽培を行っており、申請地では現在と同様にみかんを作付けするとのことです。また、借受人の娘も農業法人での勤務経験があり、2人で農業を行う計画です。

申請農地の契約期間は令和3年8月20日から令和13年8月19日までの10年間で、賃料が2筆合計で年間5万円となっております。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

議案第38号 農地法第3条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請については以上です。御審議の程よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございました。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

委員 現地確認を行ったところ、管理をされている農地であり問題はないものと思われます。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請**について事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてです。

6 件です。

受付番号 1

（譲渡人）福岡県大牟田市本町六丁目の個人

（譲受人）荒尾市増永の個人

（土地の所在地）増永の畑、面積 416 m² 外 1 筆 合計 423.71 m²

（転用目的）駐車場・資材置場・通路で、第 3 種農地

申請地 2 筆は隣接しておりますが、何も耕作されていない農地です。譲受人は申請地の隣に居住しており、譲受人の家族が使用する駐車場、通路及び一輪車や草刈り機などの資材置場として利用するものです。給水及び生活雑排水・汚水はなく、雨水は自然浸透し道路側溝に排出する計画となっています。隣接する農地はないため、農地への影響はありません。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 2

（譲渡人）大阪府枚方市田宮本町の個人

（譲受人）荒尾市原万田の法人

（土地の所在地）荒尾の畑、227 m² 外 1 筆 合計 454 m²

(転用目的) 貸家で、第3種農地

申請地は、隣接する2筆の農地で住宅街の中にあります。申請地には貸家の2世帯分の共同住宅を建築するもので、事業面積には住宅の駐車場各3台分を含みます。駐車場には各世帯の接道側から進入する計画です。給水は上水道から給水、雨水は自然浸透、生活雑排水・汚水は公共下水道に排水する計画となっています。周辺は住宅地であり隣接する農地はないため、農地への影響はありません。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号3

(譲渡人) 荒尾市増永の個人

(譲受人) 荒尾市増永の個人

(土地の所在地) 増永の畑、面積297㎡

(転用目的) 一般住宅で、第3種農地

申請地は今年6月に分筆された農地であり、転用後は一般住宅及びガレージとして利用するものです。申請地は市道に面しており、今回の住宅建設に併せて市道側の農地の一部を市に寄附することとなっております。給水は市上水道から給水、生活雑排水・汚水は下水道管に接続し排水、雨水は道路側溝に排水する計画となっております。隣接農地への影響はないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号4

(譲渡人) 神奈川県川崎市多摩区宿河原六丁目の個人

(譲受人) 荒尾市宮内の法人

(土地の所在地) 宮内の田、面積74㎡

(転用目的) 駐車場で、第3種農地

譲受人が営む事業所の駐車場不足を解消するために、申請農地を事業所の従業員駐車場として使用するものです。申請地には砂利を敷くこととなっておりますが、隣接地との境界にコンクリートブロックを設置することで土砂の流出を防ぐ計画です。給水及び生活雑排水・汚水はなく、雨水は譲受人所有地の既存側溝へ排水する計画です。隣接農地への影響はないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 5

(譲渡人) 栃木県下都賀郡壬生町幸町一丁目の個人

(譲受人) 福岡県大牟田市松原町の法人

(土地の所在地) 東屋形三丁目の畑、面積 62 m² 外 2 筆 合計 524 m²

(転用目的) 宅地分譲で、第 3 種農地

現地の状況ですが、住宅街の中にある隣接する農地であり草が繁茂し荒れています。3 筆の農地を合わせて 2 軒分の分譲地とする計画となっています。給水は上水道から給水、生活雑排水・汚水は下水道に接続し排水、雨水は道路側溝へ排水する計画となっております。隣接農地への影響はないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 6

(譲渡人) 荒尾市菰屋の個人

(譲受人) 荒尾市牛水の個人

(土地の所在地) 牛水の畑、面積 116 m²

(転用目的) 宅地拡張で、第 3 種農地

申請地と併せて隣接地及び空家を購入され、申請地を庭として利用する計画です。既存住宅の宅地拡張になりますが、申請地と既存住宅の面積を合わせた事業面積が転用面積の上限内に収まることを確認しています。給水及び生活雑排水・汚水の発生はなく、雨水は自然浸透とする計画です。隣接農地への影響はないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございました。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

受付番号 1 委員

現地確認を行いました。申請地には法面があるため事業面積は農地面積の半分ほど聞いています。高い土手になっているため崩落等が心配ではありますが、周りに農地もないため隣接農地への影響はなく問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号 2 委員

申請地の隣接地には家が建っており、周りに農地はなく隣接農地への影響はないため問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号 3 委員

申請地の北側に農地がありますが、管理はされているものの耕作されていません。また、境界ブロックを設置することによって、隣接農地への影響はなく問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号 4 委員

申請地は里道と接しているため里道の確保をお願いしました。その他の点については問題ないと思われま

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号 5 委員

農地と接している部分がありますが、農地への境界等には注意するよう譲受人に伝えております。その他の点については問題ないと思われま

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号 6 委員

申請地の周辺は住宅が建っており、転用目的は庭ということで周辺農地への影響はなく問題ないものと思われま

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

委員 譲受人は申請地の近くに居住しているのでしょうか。

委員 譲受人は申請地の近くに居住されています。また、譲受人と譲渡人は親戚関係にあることを確認しています。

委員 承知しました。

議長 ありがとうございます。他に御意見、御質問はありませんか。

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、議案第 40 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第 40 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画についてです。今回は、令和 3 年 8 月 13 日公告予定です。今回が 8 回目の利用権設定となっております。今回の設定面積ですが、利用権の 5 年間の新規設定が田で 4,212 m²、10 年間の新規設定が田で 14,756 m²、所有権移転が田で 1,751 m²、畑で 5,383 m²です。第 1 回からの合計は 267,669 m²となっております。

1 件目から 6 件目は牛水区の農地所有者と農業公社との利用権設定です。まとめてご説明いたします。

1 件目から 6 件目

(借り人) 公益財団法人 熊本県農業公社
(利用権を設定する土地)

貸し人が 6 名で、利用権を設定される農地の合計筆数は 9 筆となっております。利用権を設定する土地の面積の合計は、田が 14,756 m²となっております。利用目的は水田で、契約期間は 2021 年 10 月 1 日から 2031 年 9 月 30 日までの 10 年間となっており、借賃は 10a 当り米 60kg の物納と 10a 当り 10,000 円の賃貸借となっております。

続きまして、7 件目と 8 件目が川登区の農地所有者と農業公社との利用権設定です。まとめてご説明いたします。

7 件目から 8 件目

(借り人) 公益財団法人 熊本県農業公社
(利用権を設定する土地)

貸し人が 2 名で、利用権を設定される農地の合計筆数は 2 筆となっております。利用権を設定する土地の面積の合計は、田が 4,212 m²となっております。利用目的は水田で、契約期間は 2021 年 10 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日までの 5 年間となっており、借賃は 10a 当り 15,000 円の賃貸借契約となっております。

続きまして所有権移転です。

9 件目

(譲渡人) 荒尾市金山の個人

(譲受人) 荒尾市金山の個人

(利用権を設定する土地) 金山の畑、面積 1,574 m²

利用目的は牧草で、所有権移転の時期は、令和 3 年 8 月 18 日で、対価は 20 万円です。

10 件目

(譲渡人) 荒尾市金山の個人

(譲受人) 荒尾市金山の個人

(利用権を設定する土地) 金山の畑、面積 668 m² 金山の田、面積 1,751 m²
合計 2,419 m²

利用目的は牧草と米で、所有権移転の時期は、令和 3 年 8 月 18 日で、対価は 2 筆合計で 725,700 円です。

11 件目

(譲渡人) 玉名市岱明町鍋の個人

(譲受人) 荒尾市金山の個人

(利用権を設定する土地) 金山の畑、面積 1,435 m² 外 1 筆 合計 3,141 m²

利用目的はキャベツで、所有権移転の時期は、令和 3 年 8 月 20 日で、対価は 2 筆合計で 943,200 円です。

議案 40 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

委員 11 件目について、譲受人は高齢ですが計画に実行性はあるのでしょうか。

事務局 栽培する作物の取引先が決まっているとのことであるため、申請のとおり耕作されるものと思われます。

委員 承知しました。

議長 ありがとうございました。他に御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは当議案について決定したいと思います。これで本日の審議は終わりました。報告事項について事務局より一括で説明をお願いします。

(事務局説明)

報告第 23 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について 2 件

報告第 24 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届けについて 2 件

議長 ありがとうございました。審議はありませんが、御意見御質問を受付けます。何かございませんか。

— (「なし」 の声あり) —

議長 それでは本日の議案はすべて終了しました。事務局から何かありませんか。

事務局より事務連絡

- 農地パトロール（農地利用状況調査）及び農地利用意向調査について
- 令和 3 年度における農地苦情相談の受付状況について
- 令和 3 年度農地利用最適化推進大会について
- 農業者年金加入推進特別研修会について
- 令和 3 年度農業委員会新任委員研修会について
- 農業委員会業務必携 88 号の正誤表について
- くまもと農業女性ゼミナール開催の情報提供依頼について
- 活動記録簿について
- 農業者年金制度の改正について
- 農業委員会総会時資料のうち図面及び事業計画書の様式変更について

○農地調査用ドローンの導入について

議長 ありがとうございました。他に何かございませんか。

— (「なし」の声あり) —

議長 それでは、これをもちまして令和3年第8回総会を終了します。